

# 《日本脳炎予防接種を受ける方へ》

## ■日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。日本脳炎ウイルスは西日本を中心に広い地域で確認されており、最近では免疫力の低下した高齢者に多く発生しています。感染者のうち100～1000人に1人が脳炎を発症します。夏かぜ様の症状で終わる方もいますが脳炎や髄膜炎になる方もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す方が多くいます。

## ■接種方法 日本脳炎ワクチンを皮下接種

◇第1期は7歳6か月になる前までの間に

初回接種は6日以上の間隔で2回接種

※標準的な接種期間は3歳から4歳までの期間に6～28日の間隔

追加接種は初回2回目接種終了後、6か月以上間隔をおいて1回接種

※標準的な接種期間は、初回2回終了後、概ね1年

◇第2期は9歳から13歳未満の間に1回接種。

※2期の標準的な接種期間は、小学4年生(9歳～10歳までの期間)

### ■■■日本脳炎特例措置 ■■■

接種差し控えにより、第1期(計3回)及び第2期(計1回)が完了していない、平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満までに不足分の回数を無料で接種できます。

## ■副反応等について

現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの添付文書によると、本剤の臨床試験において生後6か月以上90か月未満の小児123例中49例(39.8%)に副反応が認められ、その主なものは発熱(18.7%)、咳(11.4%)、鼻汁(9.8%)、注射部位紅斑(8.9%)であり、これらの副反応のほとんどは接種3日後までに見られたとされています。

なお、ショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応の発生も否定できません。平成22年度に厚生労働省に届けられた予防接種後副反応報告によると、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種後の副反応報告は148件で、内容は39℃以上の発熱70名、けいれん12名、重篤な副反応としては脳炎・脳症3件等でした。ただし、日本脳炎ワクチン以外でも接種後にADEMが発生する場合があります。

また、海外では、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン以外の他の細胞培養ワクチン接種後にもADEM発症例が報告されています。

## ■予防接種を受けることができない方

1 明らかに発熱のある方(一般的に体温が37.5℃以上の場合)

2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

3 他の予防接種によって、アナフィラキシーをおこしたことがある方

※「アナフィラキシー」とは通常接種後約30分以内に起こる強いアレルギー反応のことです。発汗・顔が急に腫れる・全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気・嘔吐(おうと)・声が出にくい・息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことをいいます。

4 その他、医師が不適當な状態と判断した場合

## ■受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- 1 心臓・腎臓・肝臓病や血液の病気などで治療を受けている方
- 2 けいれんを起こしたことがある方  
\*原因がはっきりしている場合には、一定期間たてば接種できます。
- 3 予防接種をした際に、2日以内に発熱・発疹・じんましんなどアレルギーと思われる症状があった方、または接種液の成分に対してアレルギーを呈する恐れがある方
- 4 家族の中または遊び仲間・クラスメートの間で、麻しん・風しん・おたふくかぜ・水痘（水ぼうそう）などの病気が流行している時で、受ける本人がその病気にかかっておらず、その予防接種を受けていない場合

## ■予防接種を受けた後の注意

- 1 予防接種を受けた後30分程度は医療機関（施設）で静かに待機していきましょう。急な副反応は、この間に出現することがあります。
- 2 接種局所の発赤・腫れ・しこり等の局所反応が出る場合があります。
- 3 気分が悪くなる、腫れが目立つ、高熱が出たりするような場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- 4 入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすことは控えましょう。
- 5 接種当日はいつもどおりの生活をし、激しい運動は避けましょう。

## ■予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要となり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師または予防接種係へご相談ください。

### <保護者の同伴について>

予防接種をするにあたり、保護者（父や母）の同伴が原則です。日本脳炎の予防接種については、**満13歳以上の方に限り**、保護者がこの説明書を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、予診票の保護者自署欄に署名することによって、保護者が、同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。

**保護者が同伴できない場合は、予診票の保護者自署欄のご署名がないと予防接種は受けられません。**

### 《お問い合わせ先》

◆久喜市地域保健課予防接種係（栗橋保健センター内）

〒349-1192 久喜市間鎌 2 5 1 - 1

TEL 0480-52-5577 FAX 0480-52-0123